国家公務! 員法の 部を改正する法律案 新旧 対照条文

○国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)抄

線部 分は 改正 部分)

⊒ <i>\</i> -	
改	
正	
案	

他

の役職員につい

ての依頼等

Ò

規

制

第百六条の二 に対し、 政法 法人 関する情報の提供を依頼し、 は役職員であつた者に関する情報を提供し、 下同じ。)の地位に就かせることを目的として、 事業の方針を決定する機関 企業等若しくはその子法人 いう。) 特定地方独立行政法人を除く。) 、 う。) くは 地 人法 位に就かせることを要求し、 国 役職員であつた者を、 を支配されている法人として政令で定めるものをいう。 をその離職後に、 他の職員若しくは行政執行法人の役員(以下「役職員」と (平成十五年法律第百十八号) 国際機関、 職員は、 地方公共団体、 営利 若しくは役職員であつた者を、 企業等 (当該営利企業等に財務及び営業又は (株主総会その他これに準ずる機関を 当該営利企業等若しくはその子法 又は当該役職員をその離職後に、 その他の団体をいう。 若しくは依頼してはならない。 (営利企業及び営利企業以外 行政執行法人及び地方独立行 第二条第二項に規定する 若しくは当該地位に 当該役職員若しく 以下同じ。) 当該営利 若 以 0

> 他 0 役職員につい て 0) 依頼 等の 規制

現

行

第百六条の二 新設 法人 員 \mathcal{O} あ 地位に就かせることを目的として、 配されている法人として政令で定めるものをいう。 くはその子法人 0 職員若しくは行政執行法人の役員 特定地方独立行政法人を除く。)をいう。 政法人法 か を決定する機関 提供を依頼し、 せることを要求し、 であった者を、 つた者に関する情報を提供し、 離職後に、 (国 (平成十五年法律第百十八号) 玉 際機関、 若しくは役職員であつた者を、 職員は、 (株主総会その他これに準ずる機関をいう。) を支 (当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針 又は当該役職員をその離職後に、 当該営利企業等若しくはその子法人 地方公共団体、 若しくは依頼してはならない 営利企業等 若しくは当該地位 (以 下 (営利企業及び 当該役職員若しくは役職員で 行政執行法人及び地方独立行 第二条第二項に規定する 以下同じ。) に対し、 「役職員」という。) 当該営利企業等若 営利 以下同じ。) に関 若しくは役 0 企 業以 地 する情 地位に就 をそ 他 外 0)

2 職員は 職 質であ つた者に対し 次に掲げる行為をしてはなら

他の役職員をその離職後に、 又は役職員であつた者を、 営利

に掲げる行為をすること。 企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として 次

イ 当該役職員又は役職員であつた者に関する情報を提供する

こと。

口 に関する情報を提供するよう、 当該営利企業等に対し、 当該役職員又は役職員であつた者 依頼すること。

当該地位に関する情報の提供を依頼すること。

二 当該地位に関する情報を提供すること。

ることを要求し又は依頼するよう、 であった者を、 営利企業等に対し 当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせ 他の役職員をその離職後に、 依頼すること。 又は役職員

3 前二項の規定は、 次に掲げる場合には適用しない。

[略]

む。 算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職 手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含 ことを目的として行う場合 項において読み替えて準用する第五項に規定する退職手当通 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせる (独立行政法人通則法第五十四条第

> 前項の規定は、 次に掲げる場合には適用しない。

2

む。 手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含 算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職 ことを目的として行う場合 項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせる (独立行政法人通則法第五 十四条第

3 三 [略]

[略]

4

[略]

三

[略]

⑤ 第三項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はそ の委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退員であつて、当該退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退るい限り引き続いて選挙による採用が予定されている者のうち政ない限り引き続いて選挙手当通算予定職員」とは、任命権者又はそ ④

⑥ 職員であつた者は、第二項の規定に違反する職員の行為を受け [

営利企業等に対し、

次に掲げる行為をしてはならない。

て、次に掲げる行為をすること。営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的とし他の役職員をその離職後に、又は役職員であつた者を、当該

イ 当該役職員又は役職員であつた者に関する情報を提供する

可 当該地位に関する情報の提供を依頼すること。

こと。

営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又二 他の役職員をその離職後に、又は役職員であつた者を、当該

は依頼すること。

ことに関し職員との間で情報の共有又は連絡調整を行うことが常職員であつた者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせる 職員であつた者であつて、他の役職員をその離職後に、又は役

④ 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はそ今で定めるものをいう。

〔新設〕

〔新設〕

態であるものは、 てはならない。 営利企業等に対し 前項各号に掲げる行為をし

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 [略]

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

予定職員をいう。 退職手当通算予定職員 以下同じ。) が退職手当通算法人に対して行う (前条第五項に規定する退職手当通算

場合

[略]

3) 5 5

[略]

(管理職職員等の再就職の規制)

第百六条の三の二 管理又は監督の地位にある職員の官職として政 〔新設〕

令で定めるものに就いている職員 (以 下 「管理職職員」という。)

職手当通算予定職員及び退職手当通算離職者 (退職手当通算予定

(退職手当通算予定職員を除く。) 及び管理職職員であつた者

(退

職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就

いている者をいう。 以下同じ。)を除く。) (以 下 「管理職職員等」

得なければ という。) は、 次に掲げる法人(当該管理職職員等が当該官職に就 政令で定めるところにより 内閣総理大臣 の承認を

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 略

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

退職手当通算予定職員 (前条第四項に規定する退職手当通算

予定職員をいう。 以下同じ。) が退職手当通算法人に対して行う

場合

略

く。)は、 は就いてはならない。ただし、管理職職員等がその役員等の地位 機関」という。)が所管するもの又は国の在職機関が所管する事業 その他の政令で定める国の機関 本文の趣旨に照らし適当でない場合として政令で定める場合を除 つた場合 に就いた法人がその後に特定独立行政法人等に該当することとな の項において「役員等の地位」という。)に就くことを承諾し、 という。)の役員その他の地位であつて政令で定めるもの を主たる事業として行うものに限る。 若しくは就いていた時に在職し、 この限りでない。 (当該特定独立行政法人等の役員等の地位に就くことが (以下この項において「国の在職 以下「特定独立行政法人等」 若しくは在職していた府省 (以下こ 又

- 行政執行法人以外の独立行政法人
- に該当するものを除く。)のうち政令で定めるものをいう。)により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人)特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律
- 行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。)三三一認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し
- 関係があるものとして政令で定めるものに限る。)四 公益社団法人又は公益財団法人(国の在職機関と特に密接な
- は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得なけれ② 前項の規定によるもののほか、管理職職員等は、離職後十年間

ては、 ば、 のに就くことを承諾し 係法人等」という。)の役員その他の地位であつて政令で定めるも 他の団体であつて たる事業を行い 項において 定める国の機関 に掲げる法人を除く。)として、 いていた時に在職し、若しくは在職していた府省その他の政令で 当該管理職職員等が同項に規定する官職に就き、 同項ただし書の規定を準用する。 「在職機関」という。) 行政執行法人若しくは都道府県警察 又は在職機関と特定の契約関係にある法人その 在職機関と密接な関係があるもの 又は就いてはならない 政令で定めるもの の監督その他の関与を受けて主 この場合におい (以下「特定関 若しくは就 (以下この (同項各号

③ 内閣総理大臣は、前二項の承認の申請があつたときは、次に掲示して記くことにより公務の公正性の確保に支障が生ずると認められる場合では、ことにより公務の公正性の確保に支障が生ずると認められる場合では、ことにより公務の公正性の確保に支障が生ずると認められる場合では、ことが前二項の規定の趣旨に照らし適当でないと認められる場合を除き、その承認をするものとする。

位及びその職務の内容がこの職務の内容がに申請に係る役員等の地規定する官職及びその職務の内容がごに申請に係る役員等の地一申請に係る管理職職員等がその離職前に就いていた第一項に

| 申請に係る管理職職員等の離職時から申請に係る役員等の地

位に就くまでの期間

- は、再就職等監視委員会に委任する。
 ④ 第一項及び第二項の規定による内閣総理大臣が承認する権限
- る。
 令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができって定めるところにより、再就職等監視委員会に委任された権限は、政
- 等監視委員会に対して行うことができる。
 基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再工を行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再正規を受けた権限に基づき再工を受ける。

(再就職者による依頼等の規制)

行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人という。)は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に就いている者(退職手当通算離職者を除く。以下「再就職者」と第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位

(再就職者による依頼等の規制)

職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引きの、以下「再就職者」という。)は、離第百六条の四職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位

業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法 ものに関し、離職後二年間 法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務 の間で締結される売買、 「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属する 貸借、 職務上の行為をするように、又はしな 請負その他の契約又は当該営利企 (平成五年 以

[略]

いように要求し、

又は依頼してはならない。

(設置)

第百六条の五 [略]

2 委員会は、 次に掲げる事務をつかさどる。

下略

項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。 第百六条の三第三項 第百六条の三の 二第四項及び前条第六

 \equiv 下略

(再就職等監察官)

第百六条の十四 略

2 監察官は、 委員会の定めるところにより、 次に掲げる事務を行

> 号) 求し、 離職後二年間 務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、 その子法人に対して行われる行政手続法 れる売買、 は都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結さ する者として政令で定めるものに対し、 第二条第二号に規定する処分に関する事務 又は依頼してはならない。 貸借、 職務上の行為をするように、 請負その他の契約又は当該営利企業等若しくは 国 (平成五年法律第八十八 又はしないように要 行政執行法人若しく (以 下 「契約等事

略

(設置)

第百六条の五 [略]

2 委員会は、 次に掲げる事務をつかさどる。

[略]

た権限に基づき承認を行うこと。 第百六条の三第三項及び前条第六項の 規定により委任を受け

三 下略

(再就職等監察官)

第百六条の十四 略

2 監察官は、 委員会の定めるところにより、 次に掲げる事務を行

う。

の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行う 第百六条の三第四 項、 第百六条の三の二第五項及び第百六条

[略]

こと。

任 命権者への (届出)

第百六条の二十三 権者に政令で定める事項を届け出なければならない。 場合を除く。)には、 法人等又は特定関係法人等の役員等の地位に就くことを承諾した 後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合 が第百六条の三の二第一項又は第二項の承認を得て特定独立行政 職員 速やかに、 (退職手当通算予定職員を除く。)は、 政令で定めるところにより、 (管理職職員等 離職 任命

2 [略]

3 理職職員である場合には、 総理大臣に通知するものとする 第一項の届出を受けた任命権者は、 速やかに、 当該届出に係る事項を内閣 当該届出を行つた職員が管

う。

任を受けた権限に基づき承認を行うこと。 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項 の規定により 委

[略]

任命権者への届出

第百六条の二十三 出 政令で定めるところにより、 後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、 なければならない。 職員 (退職手当通算予定職員を除く。) 任命権者に政令で定める事項を届け 速やかに、 は、 離職

2 [略]

3 やかに、 る。 理又は監督の ている職員 第一項の届出を受けた任命権者は、 当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとす 地 以 位にある職員の官職として政令で定めるもの 下 管理職職員」 という。)である場合には、 当該届出を行つた職員が管 に就 速

(内閣総理大臣への届出)

| 第百六条の二十四 〔削る〕

第三号に掲げる法人を除く。)の地位に就いた場合は、同項又は同場合に限る。)又は営利企業(第百六条の三の二第一項第二号又は業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合(報酬を得る後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。)は、離職

条第二項の承認を得て特定独立行政法人等又は特定関係法人等の

(内閣総理大臣への届出)

臣に政令で定める事項を届け出なければならない。 (前条第一項の規定により政令で定めるものに就こうとする場合でう。)には、あらかじめ、政令で定める事項を届け出た場合を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人ののは発言の他の地位であつて政令で定める事項を届け出た場合を除く。と項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人のに対している。

行政執行法人以外の独立行政法人

に該当するものを除く。)のうち政令で定めるものをいう。)により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人工 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律

行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。)三二認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し

ものとして政令で定めるものに限る。) 四 公益社団法人又は公益財団法人 (国と特に密接な関係がある

2 は、 い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、 項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。) うこととなつた場合 0) 団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、 管理職職員であつた者は、 前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、 (報酬を得る場合に限る。) 離職後二年間、 の地位に就い 営利企業以外の事業 若しくは事務を行 又は営利企業 た場合 日々 (前 雇 政

に政令で定める事項を届け出なければならない。場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣た場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める役員等の地位に就いた場合、前条第一項の規定による届出を行つ

(再就職後の公表)

第百六条の二十七 職機関 特定独立行政法人等若しくは特定関係法人等の役員等の地位に就 地位に就いた後日 めるところにより、 執行法人若しくは都道府県警察又は当該管理職 離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、 関係法人等の役員等の地位に就いた場合には、 管理職職員等が当該承認に係る特定独立行政法人等若しくは特定 いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなけ た場合又は第百六条の三の二 た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就 が当該特定独立行政法人等若しくは特定関係法人等の役員等の 項に規定する国の在職機関若しくは同条第1 (以下この条において 一年間 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得 当該管理職職員の離職後又は当該管理職職員 (その者が当該営利企業等の 第一 「在職機関」 項若しくは第一 という。) 当該管理職職員が 職員等に係る同 一項の承認を得た 一項に規定する在 ればならない 地位又は当該 は、 政令で定 行政 条 11

る事項を届け出なければならない。
令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定め

(再就職後の公表)

第百六条の二十七 就い \ \ \ より、 この条において「在職機関」という。) の政令で定める国の機関、 た場合には、 た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等 ている間に限る。)、 その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の 当該管理職職員が離職時に在職していた府省その 在職中に第百六条の三第二項第四号の承認を得 次に掲げる事項を公表しなければならな 行政執行法人又は都道府県警察 は、 政令で定めるところに \dot{O} 地 近に就 地位に (以下 他

一 〔略〕

略

第百六条の二第一項の規定に違反した職員 下の罰金に処する。 下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以第百十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以	十四~十八(略)た者	特定独立行政法人等又は特定関係法人等の役員等の地位に就い十三の二(第百六条の三の二第一項又は第二項の規定に違反して十三(第百三条の規定に違反して営利企業の地位に就いた者(〜十二)〔略〕	円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又	くは特定関係法人等との間の売買、貸借、請負その他の契約の三 在職機関と当該営利企業等又は当該特定独立行政法人等若し 九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額	る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十くは特定関係法人等に対して交付した補助金等(補助金等に係二 在職機関が当該営利企業等又は当該特定独立行政法人等若し
〔新設〕	十四~十八 〔略〕	〔新設〕 十三 第百三条の規定に違反して営利企業の地位についた者一〜十二 〔略〕	円 次	の契約の総額 三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他額	第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助

四 第百六条の二第七項の規定に違反した職員であつた者三 第百六条の二第六項の規定に違反した職員であつた者

に違反した場合に限る。)

五.

第百六条の三第

一項の規定に違反した職員

るときは、刑法による。 に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があ第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役

職務上不正な行為(第百六条の二第一項若しくは第二項、第百六条の三第一項又は第百六条の三の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)をすることの規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)をすることの離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約二項、第一項若しくは第二項、第一項若しくは第二項、第

るときは、刑法による。 に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があ第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役

職務上不正な行為(第百六条の二第一項又は第百六条の三第市した職員

又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆す二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、

又は相当の行為をしないように要求し、

依頼し、

若しくは唆す

職務に関し、

他

の役職員に職務上不正な行為をするように、

をした者	二 第百六条の二十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出	一 [略]	料に処する。	第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過	三〔略〕	就かせることを要求し、又は約束した職員	員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に	位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職	業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地	こと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企
ず、又は虚偽の届出をした者	二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせ	一 〔略〕	料に処する。	第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過	三〔略〕	就かせることを要求し、又は約束した職員	員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に	位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職	業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地	こと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企